



## 第 22 - 1 号

### 失業による保険資格喪失者の増加 - 米国における医療保険の現実 ～ 政府による失業者への医療保険補助～

#### 【はじめに】

米国で 65 歳を超える高齢者や一部の低所得者等には、公的医療保険制度が用意されている。しかし、日本のように公的機関の関与が大きく、被保険者の医療費負担が小さい国民皆保険制度にあたるものはない。そこで、企業（特に大企業）に勤務する従業員は、雇用者が提供する民間の医療保険に加入することが一般的である。では、従業員が解雇された時、その翌日から保険資格喪失者となるのだろうか？本コラムでは、失業者の医療保険の現状の一端について、紹介する。

#### 【失業者の選択肢】

従業員が解雇された場合、医療保険の継続には、どのような選択肢があるのだろうか？65 歳以上であれば、公的保険であるメディケアへ加入することができるが、民間保険に比べ医療費補填の範囲は狭い。配偶者がいる場合、その保険の被保険者に加わる方法もある。また、COBRA<sup>1</sup>と呼ばれる法律に基づき、退職前の医療保険を継続することもできる。

企業には、退職者に対して一定期間（通常、退職後 18 か月まで）既医療保険契約の継続提供が義務付けられている。企業が提供する保険は、グループ保険と呼ばれており、個人で加入する医療保険に比べ安い保険料で充実した保障が受けられる。たとえ保険料が本人負担となっても、元勤務先のグループ保険に加入し続けるメリットは大きい。しかし、割安とはいえ継続するための金銭的な負担は、重く個人に押し掛かる。

金融危機以降、米国の雇用環境は悪化が継続したが、ようやく民間部門で雇用者数の増加が見られるようになってきた。しかしながら、失業率 9.7%（3 月の米国雇用統計）が示すように、依然として雇用環境は厳しく、解雇された元従業員が再就職先を見つけることは容易ではない。そうしたなか、保険資格喪失者増加の懸念から、医療保険の継続制度である COBRA が注目されるようになった。

#### 【高額な医療保険料】

企業に勤務する従業員の典型的な医療保険料をみてみよう。保険が適用される医療範囲は、保険料で大きく異なるものの、1 世帯あたり（配偶者と子女）の医療保険料が毎月 2,800 ドル（大手保険会社 H 社、ニューヨーク州）という例も決して珍しくない。民

<sup>1</sup> Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act の頭文字で、1968 年に施行された連邦法

間医療保険の一世帯あたりの月額保険料は、全米平均で 1,111 ドルに上る（2009 年 Families USA 調べ）。従業員に対する福利厚生として、雇用期間中は、医療保険料の 50% ~ 100%を企業が負担していることが多いが、退職後は、全額個人負担を強いられる。

全米平均の月額保険料 1,111 ドルは、平均的な失業給付手当(毎月)1,333 ドルの 8 割超となっている。医療保険を解約しない限り、他に出費を回すことができないため、負担の大きさを理由に、保険資格喪失者急増の懸念が発生した。

#### 【政府補助金の導入】

オバマ政権と米議会は、09 年 2 月に米国再生・再投資法案<sup>2</sup>を成立させ、本人の意思に拠らず解雇された COBRA 利用者に対し、解雇時期や年収制限など一定条件のもと、政府補助の給付を開始した。これまでは全額本人負担であった医療保険料について、保険料の 65%を最長 9 か月間、政府が補助するものである。平均保険料をもとに計算すると本人負担は 1,111 ドルから 389 ドルへと大きく減少する。

#### 【おわりに】

元従業員の医療保険継続に対する政府補助は、保険資格喪失者の増加抑制に一定の役割を果たしていると言える。昨年 12 月末、オバマ政権および米議会は、給付期間の延長を決定した。当初最長 9 か月間であった同期間を 6 か月間延長し、現在は、最長 15 か月間になった。給付期間が延長された理由には、政府が見込んでいたほど、雇用環境が改善していない背景がある。

しかし、給付が延長されたとはいえ、開始当初から適用を受けた失業者は、本年 5 月に最終期限を迎えることになる。この措置が再延長されるかどうかは、今のところ不透明である。本年 11 月の中間選挙を控え、失業対策は喫緊の課題と言われている。根本解決となる雇用拡大はもちろんのこと、医療保険補助制度がどうなるのか、今後のオバマ政権および議会の判断が注目されよう。

以 上

執筆：信金中央金庫 ニューヨーク駐在員事務所 (2010.4.21)

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的意見であり、必ずしも信金中央金庫の見解を反映させたものではありません。本レポートは、掲載時点における情報提供を目的としています。したがって施策実施・投資等についてはご自身の判断によってください。また、本稿は、執筆者が信頼できると考える各種データ等

<sup>2</sup> 2009 年 2 月 17 日に制定された法律であり、総額 7870 億ドルに上る大規模な景気対策を実施することを目的としている。

に基づき作成していますが、当事務所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。）

信金中央金庫 ニューヨーク駐在員事務所 TEL (国番号1)-212-642-4700

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 TEL 03-5202-7671